

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

平成30年1月30日

静岡県知事 川勝平太

1 通知の要旨

平成29年12月6日農林水産省告示第1980号（保安林の指定施業要件を変更する件）

2 所在が不分明な者等

所在が不分明な者	指定施業要件変更保安林の所在場所	掲示場
渡辺知代	伊豆市矢熊字地極沢 573 の 1、字天支山 574 の 1・574 の 112（以上2筆について一部保安林）、574 の 4、574 の 13、574 の 14、574 の 48、574 の 111、574 の 113	伊豆市役所
堀江源吉	伊豆市矢熊字地極沢 573 の 1、字天支山 574 の 1・574 の 112（以上2筆について一部保安林）、574 の 4、574 の 13、574 の 14、574 の 48、574 の 111、574 の 113	伊豆市役所
堀江正雄	伊豆市矢熊字天支山 574 の 1・574 の 112（以上2筆について一部保安林）、574 の 4、574 の 13、574 の 14、574 の 48、574 の 111、574 の 113	伊豆市役所